

五番

やはり便宜な故に之を聯盟ニ於て車馬賃ヲ支給スルハ
至當ト思フ

一番

五番説ニ賛成

二十五番

原告案ニ賛成

二十番

原告案ヲソノ依ルニテ議場ニ於て申合セシケラヨリトノ
説ナレ共將來ノ序ナニモ明示シ置カレントテ希望ス
ノ代議費ノ旅費ノ件ヲ規約ニ記入シ置ケルカ多數ヲ以
テ可決

二十番

此レガ記入方法は起草委員及此法規案委員ニ依ル

四番

事が簡單ナルハコノ席上ニテ訂立意見ヲ二十番より
明示シテ議決シテ可トラン

二十番

聯盟大會ニ要スル代議費ノ旅費(車馬賃)ハ聯盟
之ヲ負担シ其他ノ人件費ハ主催組合ニ於て負担スル
モノトス

番外一番

車馬賃旅費ト明示ス

四番